

「倉敷市障がい福祉計画（令和３～５年度）素案」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市障がい福祉計画（令和３～５年度）素案」について、「倉敷市パブリックコメント
手続要綱（平成２１年１２月８日告示第６８３号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集
しましたが、その結果は次のとおりです。

記

１ 意見等の件数 １人 １件

２ 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりで。

３ 今後の予定

令和２年度中に計画を策定し、ホームページ等で公表します。

４ 参考

意見募集期間 令和２年１２月１日（火）～１２月２８日（月）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課

倉敷市障がい福祉計画(令和3～5年度)素案 に対するパブリックコメントまとめ

○パブリックコメント実施方法

- ・市ホームページ掲載
- ・本庁障がい福祉課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，庄・茶屋町・船穂の各支所へ素案冊子配置

○パブリックコメント意見募集期間

令和2年12月1日～12月28日

○パブリックコメント意見提出者数

1名（意見総数：1件）

※ 素案への意見以外の意見として1件をいただいておりますが、「倉敷市障がい福祉計画（令和3～5年度）素案についてのパブリックコメント」という趣旨に合致しないため，実施結果には反映しておりません。この御意見については，業務を行ううえでの参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	意見の 該当箇所	市の考え方
1	保護者が付き添わないと登下校できない児童がいます。そのために保護者の就労やきょうだいの生活が制限を受けているケースを多く目にします。また、保護者が病気などで付き添えなくなると登校ができなくなり、児童の教育を受ける権利が損なわれてしまいます。移動支援を登下校に活用している自治体もあります。倉敷市でも障害児の登下校が家族の負担にならない支援をしていただきたいと考えています。	P37「1 移動支援事業等の提供体制の確保」	移動支援は、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、単独では外出困難な障がいのある人に、外出時の移動介助等付き添いの支援を行うサービスです。このサービスは、日々の通学など通年かつ長期にわたる外出に係る利用は、原則できないこととしていますが、普段付き添っている保護者が急病やけが等の事情により一時的に付き添うことができない場合は、事情を考慮した上で支援を行っています。

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市障がい福祉計画(令和3～5年度)素案について
2 募集期間
令和2年12月1日(火)～12月28日(月)
3 趣旨
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定める「市町村障害(児)福祉計画」について、第5期計画(平成30～令和2年度)の計画期間が満了することに伴い、第6期計画(令和3～5年度)を策定します。 この度、「倉敷市障がい福祉計画(令和3～5年度)素案」を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。
4 資料閲覧場所
・本庁障がい福祉課、情報公開室 ・児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所 ・市ホームページ
5 提出方法
(1) 窓口への提出 ・提出先 下記「6 問合せ先」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2) 郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 障がい福祉課 ※ 令和2年12月28日(月)必着 (3) FAX (086-421-4411) (4) Eメール (wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所本庁1階13番窓口 TEL:086-426-3305 FAX:086-421-4411 アドレス:wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市障がい福祉計画

(令和3～5年度)

(素案)

令和2年11月

倉 敷 市

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
3 計画の策定体制	3

第2章 障がいの者等の現状

1 人口動態	5
2 身体障がい者の状況	7
3 知的障がい者の状況	9
4 精神障がい者の状況	10
5 障がい児の就学の現状	13
6 障がい者の雇用の現状	17

第3章 計画の基本的な指針と重点課題ごとの取組

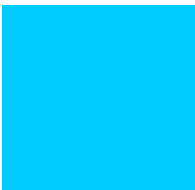
1 国による基本的な指針	21
2 本市における重点課題ごとの取組	23
(1) 利用者本位の生活支援体制の整備	23
(2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実	28
(3) 入所・入院から地域生活への移行促進	30
(4) 外出やコミュニケーションの支援	33
(5) 障がい者のための総合的な就労支援	38
(6) 障がい児支援の強化	42

第4章 成果目標とサービス事業量の見込み

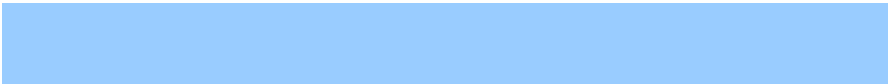
1 令和5年度の成果目標	47
2 障がい福祉サービスの見込量	55
3 障がい児福祉サービスの見込量	63
4 地域生活支援事業の見込量	66

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	73
2 計画の進捗管理	73



第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

平成28年5月に成立した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律では、障がい者が自ら望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。

また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表されました。

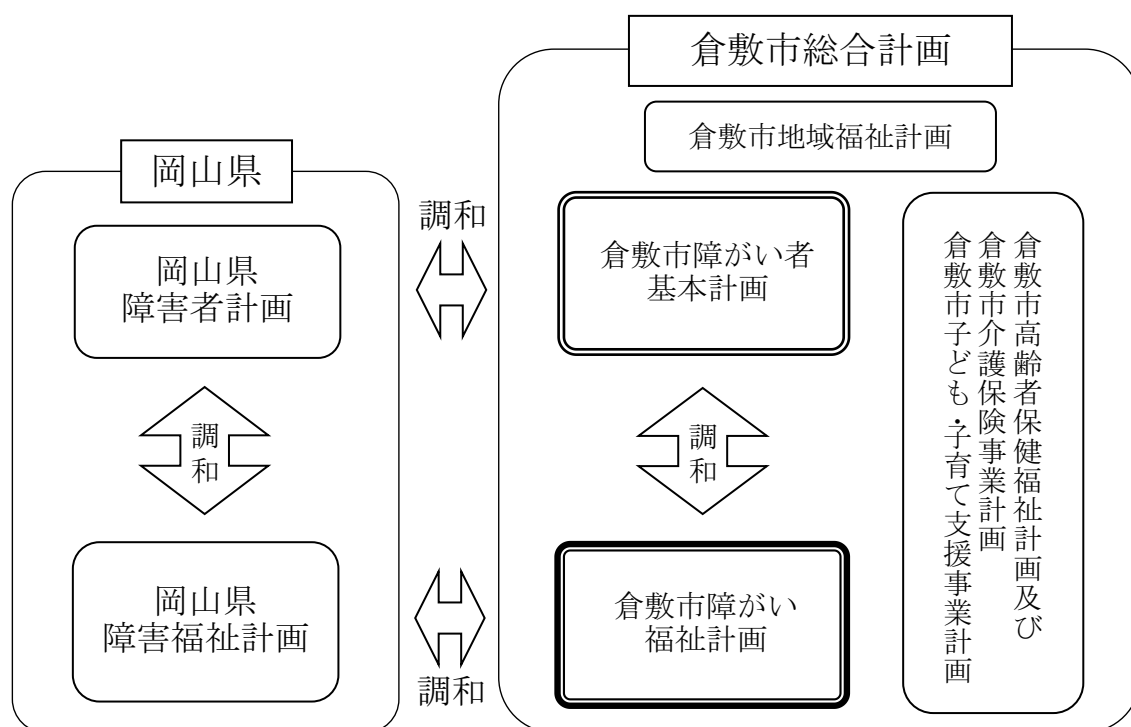
近年では、平成30年3月に国の「障害者基本計画（第4次）」が策定され、令和2年5月には、「倉敷市障がい福祉計画（令和3～令和5年度）」（以下「本計画」という。）の基礎となる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

この度、前計画が計画期間終了を迎えることから、上位計画である「倉敷市障がい者基本計画」との調和を保ちながら、その見直しを行う必要があります。前計画期間中における取組の成果を踏まえ、障がい者の自立に関する新たな数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、本計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、国の定める基本指針を踏まえ、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を、3年を1期として一体的に策定するものです。本計画では、前計画期間中の福祉サービス等の利用実績やサービスニーズの動向等を踏まえながら、令和3年度から令和5年度までのサービス見込量と、その提供体制の確保と円滑な事業実施のための方策を定めます。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「岡山県障害者計画」、本市の「倉敷市総合計画」を踏まえ、「倉敷市障がい者基本計画」、「倉敷市地域福祉計画」、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」、「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」などの障がい福祉にかかわる計画との整合性に配慮しながら、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスの質・量などを確保するための方策などを定めるものです。



●計画の期間

第5期			第6期			第7期		
平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい福祉計画 (第5期) 障がい児福祉計画 (第1期)			障がい福祉計画 (第6期) 障がい児福祉計画 (第2期)			障がい福祉計画 (第7期) 障がい児福祉計画 (第3期)		

3 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●調査の実施概要

調査対象	令和2年7月1日現在、障がい福祉サービスの利用対象者から、障がい種別は無作為抽出した1,000名（身体障がい者：200名、知的障がい者：300名、精神障がい者：250名、児童：250名）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和2年8月3日（月）～令和2年8月21日（金）
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：541件（有効回収率：54.1%）

(2) 障がい者団体からの意見聴取

アンケート調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい者団体の活動状況とその課題を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。調査は、市内の障がい者団体に、ヒアリング調査シートを配布し回答を依頼するとともに、回答のあった団体のうち、団体ヒアリングへの参加を希望された団体には別途お集まりいただき、直接意見の聴取を行いました。

●障がい者団体からの意見聴取の実施概要

調査対象	市で把握している市内の障がい者団体（44団体）
調査方法	① ヒアリング調査シートを配布し、回答を依頼 ② 団体ヒアリングへの参加希望団体を対象に直接聴き取り実施
調査シートの配布期間	令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）
調査シートの回収結果	配布：44団体 回収数：23団体（回収率：52.3%）
ヒアリング参加団体数	8団体
ヒアリング調査実施日	令和2年8月31日（月）

(3) 倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会の設置

本計画の策定を行うにあたり、「倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会」を設置し、令和2年7月から令和3年1月まで計4回の審議を行いました。

この分科会には、医療・福祉・雇用の関係者のほか、学識経験者、各障がい者団体の代表者、公募による市民代表にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

(4) 倉敷市障がい福祉計画策定幹事会及びワーキング部会の設置

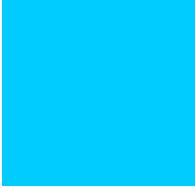
倉敷市社会福祉審議会障がい福祉計画策定専門分科会に提示する計画素案作成のため、庁内関係部局の代表者で構成する「倉敷市障がい福祉計画策定幹事会」及び庁内関係各課の実務者で構成する「倉敷市障がい福祉計画策定ワーキング部会」を設置し、意見交換を行いました。

(5) 倉敷地域自立支援協議会における計画WGでの意見交換

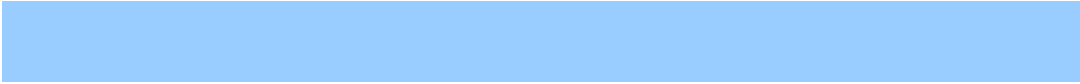
障がい者（児）に対するサービス提供現場における課題を抽出し、その解決に向けた方向性を検討するため、倉敷地域自立支援協議会の中に「障がい福祉計画WG（ワーキンググループ）」を設置し、意見交換を行いました。

(6) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和2年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



第2章 障がい者等の現状



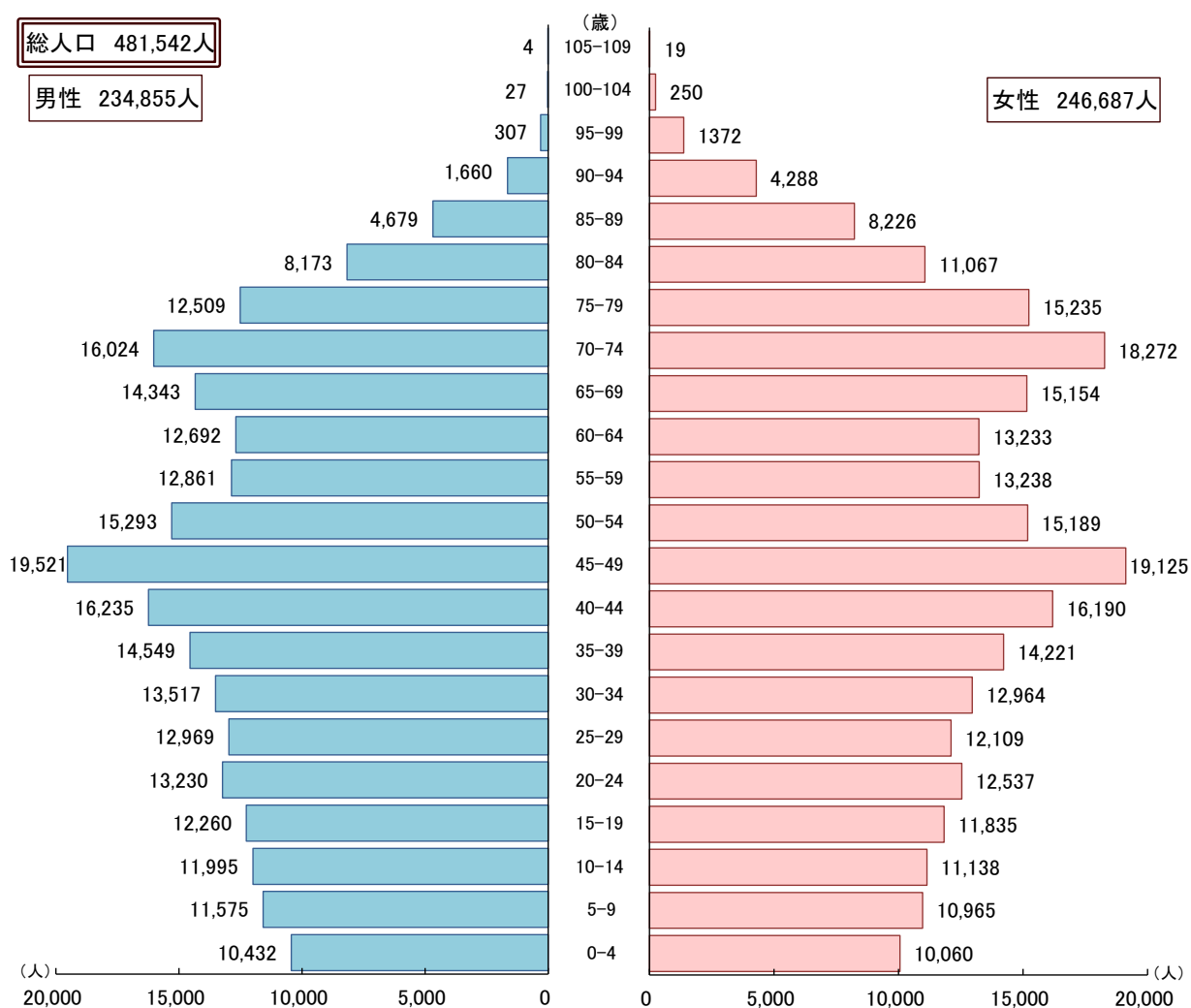
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和2年3月末現在で、男性 234,855 人、女性 246,687 人、合計 481,542 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 70～74 歳の階層と第二次ベビーブーム世代の 45～49 歳の階層が多く、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

■人口ピラミッド（令和2年3月末現在）

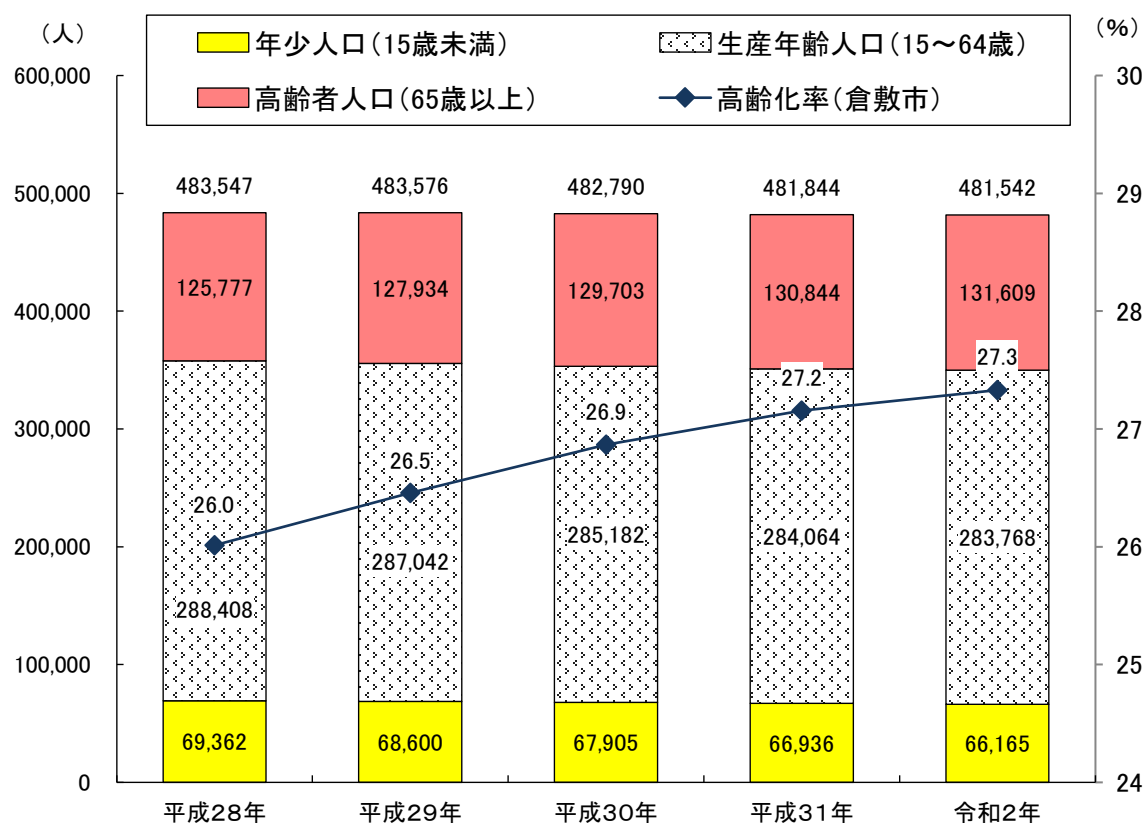


資料：住民基本台帳

(2) 人口等の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成28年から令和2年にかけて、15歳未満の年少人口は3,197人、4.6%減少、15～64歳の生産年齢人口は4,640人、1.6%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は5,832人、4.6%増加しています。これに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も26.0%から27.3%へと1.3ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



※各年3月末現在

資料：住民基本台帳

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者数の現状

本市の身体障がい者手帳所持者数は、令和2年3月末現在 16,286 人と、総人口の 3.4%となっており、うち 65 歳以上の高齢者が 11,808 人と、全体の 72.5%を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由が 8,685 人（53.3%）と最も多く、次いで内部障がいが 5,249 人（32.2%）となっています。また、重度障がい者（1, 2 級）は 7,941 人で、全体の 48.8%を占めています。

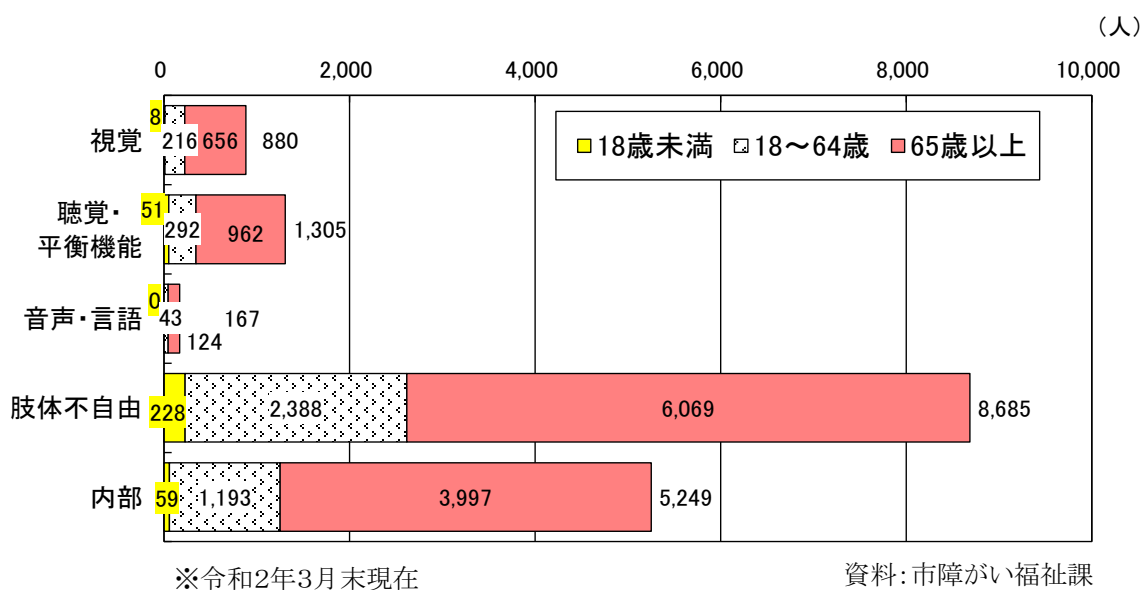
障がい種別等級別身体障がい者手帳所持者数 (単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	18歳未満	4	0	0	3	1	0	8
	18～64歳	75	69	14	17	35	6	216
	65歳以上	216	246	26	42	67	59	656
	合計	295	315	40	62	103	65	880
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	1	22	4	11	0	13	51
	18～64歳	40	129	27	25	2	69	292
	65歳以上	79	133	133	226	4	387	962
	合計	120	284	164	262	6	469	1,305
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	1	1	13	28			43
	65歳以上	0	6	86	32			124
	合計	1	7	99	60			167
肢体不自由	18歳未満	165	30	7	14	9	3	228
	18～64歳	661	528	277	484	247	191	2,388
	65歳以上	812	1,205	1,030	2,173	517	332	6,069
	合計	1,638	1,763	1,314	2,671	773	526	8,685
内部障がい	18歳未満	34	1	13	11			59
	18～64歳	812	19	116	246			1,193
	65歳以上	2,638	14	415	930			3,997
	合計	3,484	34	544	1,187			5,249
合計	18歳未満	204	53	24	39	10	16	346
	18～64歳	1,589	746	447	800	284	266	4,132
	65歳以上	3,745	1,604	1,690	3,403	588	778	11,808
	合計	5,538	2,403	2,161	4,242	882	1,060	16,286

※令和2年3月末現在

資料：市障がい福祉課

■障がい種別年齢階層別身体障がい者手帳所持者数

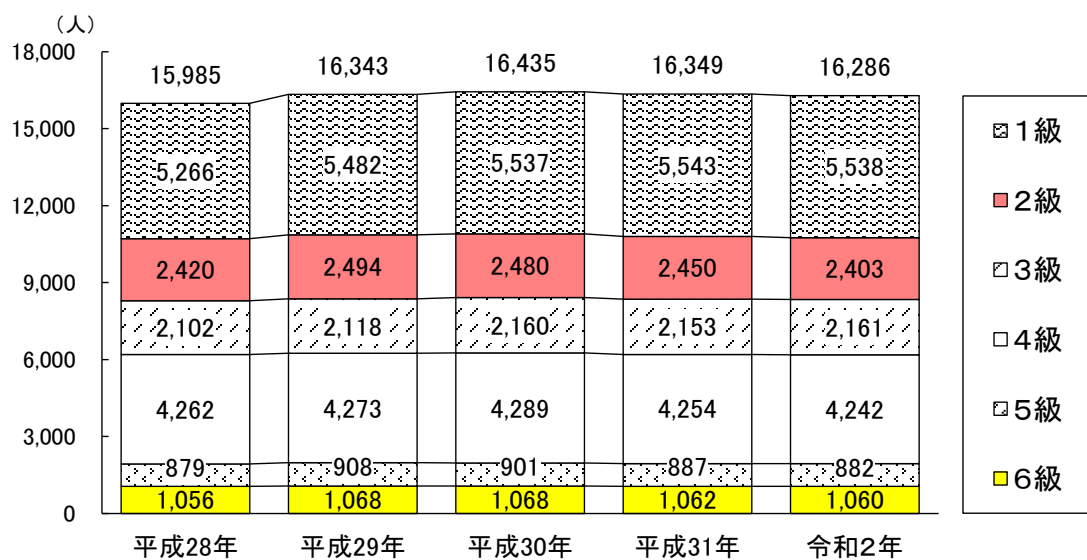


(2) 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

本市の身体障がい者手帳所持者数は増加基調にありましたが、平成30年から減少に転じています。

等級別に平成30年と令和2年を比較すると、2、4、5、6級は減少、1、3級は横ばい傾向で推移しています。

■等級別身体障がい者手帳所持者数の推移



3 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数の現状

本市の療育手帳所持者数は、令和2年3月末現在 4,082 人と、総人口の 0.8% となっています。

等級別にみると、B（中度・軽度）が 2,843 人で全体の 69.6% を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者に比べて 18 歳未満の割合が高く（全体の 27.2%）、65 歳以上の割合は低く（全体の 5.4%）なっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の現状 (単位：人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A（最重度・重度）	299	862	78	1,239
B（中度・軽度）	812	1,890	141	2,843
合 計	1,111	2,752	219	4,082

※令和2年3月末現在

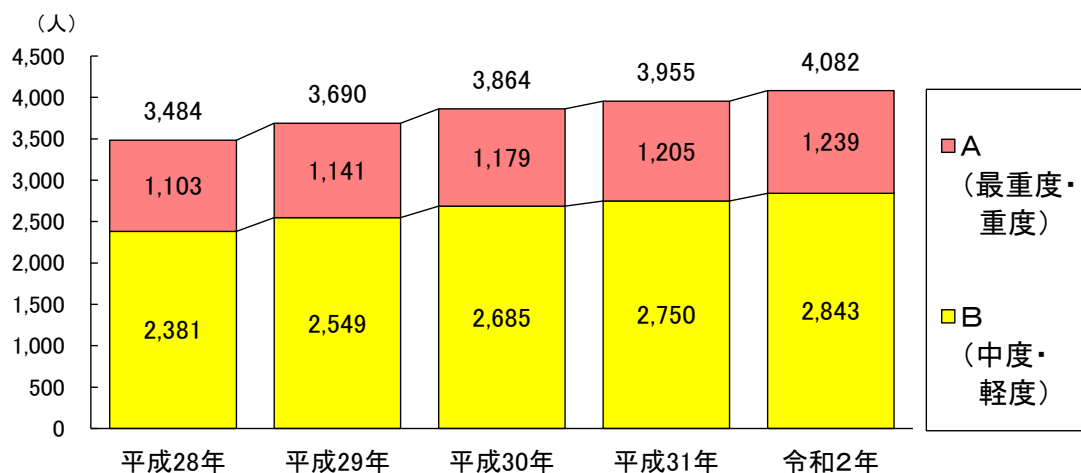
資料：市障がい福祉課

(2) 等級別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成28年からの4年間で598人、17.2%の増加となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度）よりもB（中度・軽度）の増加率の方が高くなっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

資料：市障がい福祉課

4 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現状

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末現在 4,057 人と、総人口の 0.8%となっています。

等級別にみると、2級が 2,956 人で全体の 72.9%を占めています。

また、年齢階層別にみると、18～64 歳の人数が多く、令和2年3月末現在で全体の 82.5%を占めています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現状 (単位：人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1 級	3	244	193	440
2 級	51	2,492	413	2,956
3 級	20	613	28	661
合 計	74	3,349	634	4,057

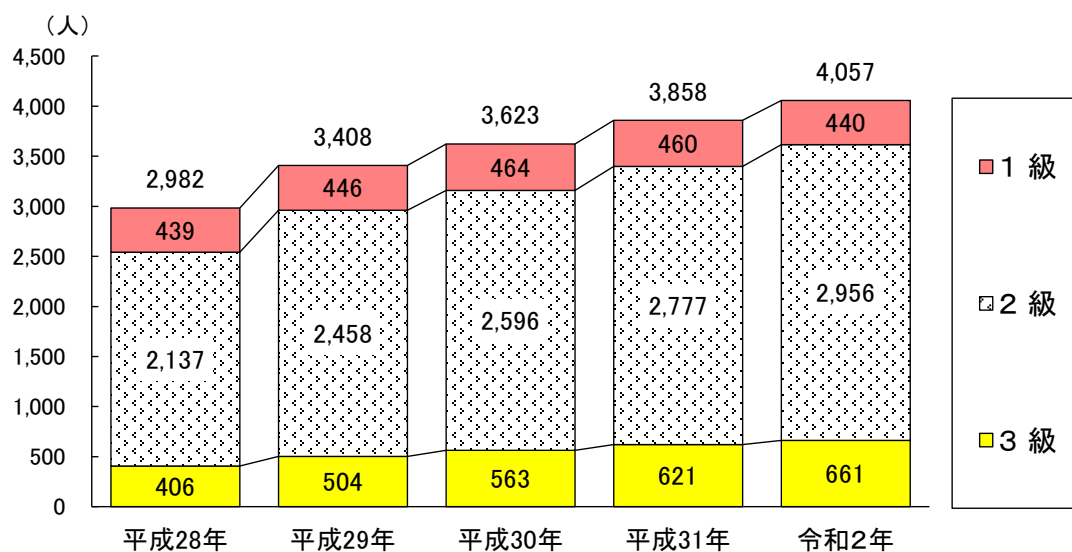
※令和2年3月末現在

資料：市保健課

(2) 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成28年からの4年間で 1,075 人、36.0%の増加となっています。

■等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

資料：市保健課

(3) 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状

自立支援医療制度の利用者は、「気分（感情）障害」、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が多く、令和2年3月末実績は両者で全体の62.2%を占めています。

自立支援医療（精神）利用者数

(単位：人)

年度	平成29年	令和2年
気分（感情）障害	2,886	3,129
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,177	2,212
心理的発達障害	760	963
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	808	924
てんかん	419	522
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	153	211
症状性を含む器質性精神障害	225	196
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	119	127
知的障害＜精神遅滞＞	100	101
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	29	27
成人の人格及び行動の障害	15	20
詳細不明の精神障害またはデータなし	62	148
合 計	7,753	8,580

※各年3月末現在

資料：市保健課

(4) 医療保護入院者数の現状

医療保護入院患者については、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多くなっていますが、平成29年から5.1%減少しています。一方、「症状性を含む器質性精神障害」は平成29年から18.7%増加しています。

医療保護入院者数

(単位：人)

年度	平成29年	令和2年
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	506	480
症状性を含む器質性精神障害	331	393
気分（感情）障害	86	113
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	35	37
心理的発達障害	8	35
知的障害＜精神遅滞＞	1	28
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	18	16
てんかん	1	4
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	3	3
成人の人格及び行動の障害	5	1
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	20	0
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	0
合 計	1,014	1,110

※各年3月末現在

資料：市保健課

(5) 措置入院者数の現状

措置入院者数の状況は、以下のとおりです。

措置入院者数 (単位：人)

区分	平成25年度	平成28年度	令和元年度
前年度末	6	6	3
新規	11	12	9
解除	14	14	9
年度末	3	4	3

※各年3月末現在

資料：市保健課

5 障がい児の就学の現状

(1) 市内の特別支援学校の状況

市内には、現在、市立の特別支援学校1校と県立の特別支援学校2校があります。

市内特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	在学者数			
			小学部	中学部	高等部	計
倉敷市立倉敷支援学校	知的障がい	令和２年	105	43	93	241
		平成29年	85	53	94	232
県立倉敷琴浦高等 支援学校	知的障がい	令和２年	－	－	53	53
		平成29年	－	－	51	51
県立倉敷まきび 支援学校	知的障がい	令和２年	59	37	92	188
		平成29年	56	36	96	188
	肢体不自由	令和２年	10	1	2	13
		平成29年	9	1	1	11
合 計		令和２年	174	81	240	495
		平成29年	150	90	242	482

※各年5月1日現在

資料：市教育委員会

(2) 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	倉敷市からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立岡山盲学校	視覚障がい	令和２年	－	1	0	3	4
		平成29年	－	2	1	2	5
県立岡山聾学校	聴覚障がい	令和２年	3	6	5	3	17
		平成29年	3	8	4	2	17
県立岡山支援学校	肢体不自由	令和２年	－	3	2	2	7
		平成29年	－	3	1	5	9
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障がい	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
県立岡山西支援学校	知的障がい	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
県立岡山南支援学校	知的障がい	令和２年	－	0	0	5	5
		平成29年	－	0	0	3	3
県立東備支援学校	知的障がい	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
県立西備支援学校	知的障がい	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
	肢体不自由	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
県立早島支援学校	病弱	令和２年	－	6	0	6	12
		平成29年	－	2	2	4	8
	肢体不自由	令和２年	－	48	22	13	83
		平成29年	－	54	14	19	87
岡山県健康の森学園 支援学校	知的障がい	令和２年	－	2	3	3	8
		平成29年	－	2	0	4	6
県立誕生寺支援学校	知的障がい 肢体不自由	令和２年	－	0	0	0	0
		平成29年	－	0	0	0	0
岡山大学教育学部附属 特別支援学校	知的障がい	令和２年	－	0	1	2	3
		平成29年	－	0	1	3	4
県立岡山瀬戸高等 支援学校	知的障がい	令和２年	－	－	－	9	9
		平成29年	－	－	－	10	10
合 計		令和２年	3	66	33	46	148
		平成29年	3	71	23	52	149

※令和2年5月1日現在

資料：市教育委員会（施設入所者を除く）

(3) 特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

市内の特別支援学校数を岡山県内と比較すると、以下のとおりです。

特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

(単位：校)

区 分	年 別	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	合 計
倉敷市内	令和2年	0	0	3	1	0	4
	平成29年	0	0	3	1	0	4
岡山県内	令和2年	1	1	12	6	1	21
	平成29年	1	1	12	6	1	21

※各年5月1日現在

資料：市教育委員会

(4) 市内の特別支援学級の学級数、在学者数

市内の小中学校にある特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

市内の特別支援学級の学級数、在学者数

種 別	年 別	小 学 校		中 学 校		合 計	
		学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
視覚障がい	令和2年	0	0	0	0	0	0
	平成29年	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	令和2年	1	4	1	4	2	8
	平成29年	1	6	1	2	2	8
知的障がい	令和2年	80	432	36	181	116	613
	平成29年	77	410	32	166	109	576
肢体不自由	令和2年	0	0	0	0	0	0
	平成29年	0	0	0	0	0	0
病弱・ 身体虚弱	令和2年	1	1	2	5	3	6
	平成29年	2	4	1	1	3	5
自閉症・ 情緒障がい	令和2年	139	849	53	294	192	1,143
	平成29年	129	772	43	223	172	995
合 計	令和2年	221	1,286	92	484	313	1,770
	平成29年	209	1,192	77	392	286	1,584
岡山県内	令和2年	1,068	5,617	391	1,926	1,459	7,543
	平成29年	921	4,765	359	1,616	1,280	6,381

※各年5月1日現在

資料：市教育委員会

(5) 市内の通級指導の学校数，教室数，在学者数

市内の学校で開設されている通級指導教室は，以下のとおりです。

市内の通級指導の学校数，学級数，在学者数

種別	種別	年別	倉敷市			岡山県
			学校数 (校)	教室数 (教室)	児童数 (人)	教室数 (教室)
小学校	言語障がい	令和２年	6	9	145	46
		平成29年	6	7	136	38
	情緒障がい	令和２年	5	22	485	69
		平成29年	5	10	539	31
	聴覚障がい	令和２年	1	1	9	1
		平成29年	1	1	7	1
中学校	情緒障がい	令和２年	1	3	47	7
		平成29年	1	1	40	5
合　　計		令和２年	13	35	686	123
		平成29年	13	19	722	75

※各年5月1日現在

資料：市教育委員会

(6) 市内の院内学級の在学者数

市内の院内学級の在学者数は，以下のとおりです。

市内の院内学級の在学者数

(単位：人)

学校名	年別	児童生徒数	所在地
倉敷東小学校院内学級	令和2年	1	倉敷中央病院内
	平成29年	2	
庄小学校院内学級	令和2年	0	川崎医科大学付属病院内
	平成29年	2	
東中学校院内学級	令和2年	3	倉敷中央病院内
	平成29年	1	
庄中学校院内学級	令和2年	2	川崎医科大学付属病院内
	平成29年	0	

※各年5月1日現在

資料：市教育委員会

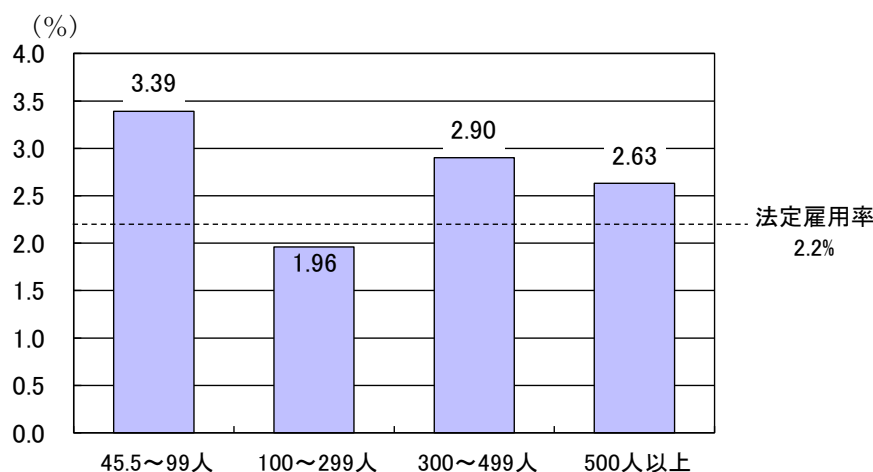
6 障がい者の雇用の現状

市内に本社を置く企業のうち、障がい者の雇用に関する状況について、ハローワークへの報告を義務付けられている従業員数 45.5 人以上の企業は、令和元年 6 月 1 日現在で 331 社あります。その労働者数延べ 49,685.5 人のうち、1,376.5 人の障がい者が雇用されています。

(1) 企業における障がい者雇用率

市内にある企業の規模別障がい者雇用率をみると、100～299 人を除くすべての規模の企業において、法定雇用率（2.2%）を上回っています。

■企業における障がい者雇用率



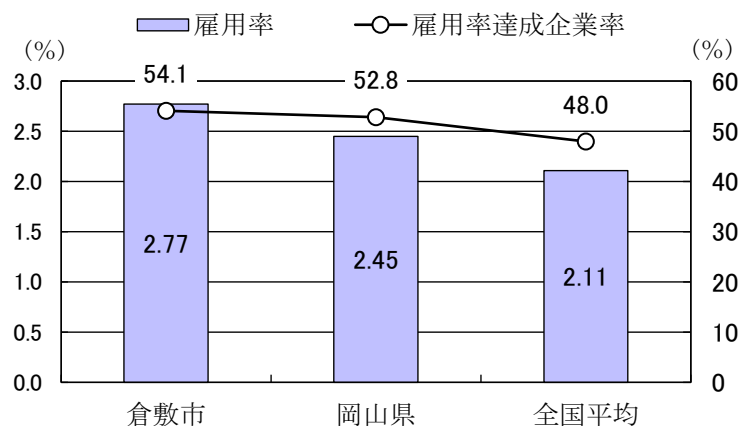
※令和元年 6 月 1 日現在

資料:岡山労働局

(2) 障がい者雇用率の比較

市内の障がい者実雇用率は 2.77%。雇用率達成企業の割合は 54.1%となっており、いずれも県及び国の数値を上回っています。

■障がい者雇用率の比較



※令和元年 6 月 1 日現在

資料:厚生労働省及び岡山労働局

(3) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在の、市の行政機関における障がい者雇用率は次の表のとおりです。

障がい者雇用状況

部局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)		障がい者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
市長事務部局	2,981.5	2,981.5	72.0		2.41	2.5
			身体：	68.0	2.28	
			知的：	3.0	0.10	
			精神：	1.0	0.03	
教育委員会	1,476.5	1,476.5	30.5		2.07	2.4
			身体：	30.5	2.07	
			知的：	0.0	0.00	
			精神：	0.0	0.00	
水道局	127.0	127.0	3.0		2.36	2.5
			身体：	3.0	2.36	
			知的：	0.0	0.00	
			精神：	0.0	0.00	
市民病院	257.0	155.0	5.0		3.23	2.5
			身体：	5.0	3.23	
			知的：	0.0	0.00	
			精神：	0.0	0.00	
ボートレース 事業局	89.5	89.5	2.0		2.23	2.5
			身体：	1.0	1.12	
			知的：	0.0	0.00	
			精神：	1.0	1.12	
その他	0.0	0.0			-	
合 計	4,931.5	4,829.5	112.5		2.33	-
			身体：	107.5	2.23	
			知的：	3.0	0.06	
			精神：	2.0	0.04	

※令和2年6月1日現在

資料：市人事課

- ※1 上記「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。
- ※2 上記「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。
- ※3 上記「法定雇用率」とは、上記の法定雇用障害者数の算定の基礎となる対象職員数に法定雇用率(2.5%、教育委員会については、2.4%)を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から上記の障がい者の数を減じて得た数(=不足数)であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。

したがって、障がい者雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあります(水道局、ボートレース事業局は法定雇用率を達成しています)。

※4 市長部局は、令和2年10月1日現在において、障がい者雇用率 2.48%, 不足数 0.0 人で法定雇用率達成。

※5 教育委員会は、令和2年10月1日現在において、障がい者雇用率 2.34%, 不足数 0.5 人。

(4) 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校の令和元年度卒業生の進路状況は、以下のとおりです。

特別支援学校卒業生の進路状況

(単位：人)

区 分	一般就労	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	就労移行 支援	自立訓練
倉敷市立倉敷支援学校	8	7	11	3	2
県立倉敷琴浦高等 支援学校	12	0	1	1	0
県立倉敷まきび 支援学校	9	6	6	4	6
市外(岡山県内)の 特別支援学校【13校】	8	1	1	2	1
合 計	37	14	19	10	9

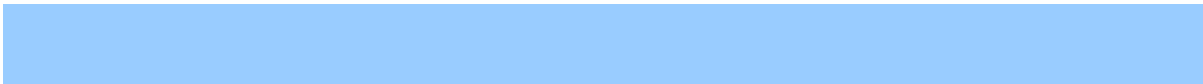
区 分	生活介護	日中一時 支援	施設入所	進学	在宅	合計
倉敷市立倉敷支援学校	2	0	1	0	1	35
県立倉敷琴浦高等 支援学校	0	0	0	0	1	15
県立倉敷まきび 支援学校	8	0	4	0	0	43
市外(岡山県内)の 特別支援学校【13校】	5	4	0	1	0	23
合 計	15	4	5	1	2	116

※令和元年度実績

資料：市教育委員会及び各特別支援学校



第 3 章 計画の基本的な指針と 重点課題ごとの取組



1 国による基本的な指針

国において、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定めており、それは次の7つの項目からなっています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超え

た柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 本市における重点課題ごとの取組

国の基本指針と本市の前計画を踏まえ、6つの重点課題を設定し、それに対応した現状と課題及び今後の取組を示します。

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の整備が求められています。本市では、地域の社会資源を活用して事業者が必要な機能を分担する面的整備を選択し、倉敷地域基幹相談支援センターを中心として、緊急時の対応、体験の機会の確保、権利擁護の充実等、地域生活支援のための機能を整備しており、各事業者が連携して、障がい者の地域生活を支援する取組を実施しています。

障がい者の地域生活を支える相談支援については、障がい者の多様なニーズに応じて、倉敷市障がい者相談員協議会、地域活動支援センターⅠ型、指定相談支援事業所、倉敷市総合療育相談センター、倉敷発達障がい者支援センター、倉敷障がい者就業・生活支援センター等の相談機関が、身近な相談に応じていますが、アンケート調査の結果をみると、自宅や地域で生活できる（しやすくなる）条件について、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」をあげる人は依然として多くなっています（25ページ図1参照）。今後も引き続き倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な相談窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

相談支援を行うに当たっては、障がい者本人以外に、その家庭に支援を必要とする高齢者や子どもがいる、また、生活に困窮しているといった問題を抱えている場合があり、障がい分野だけでなく、高齢分野や子ども分野、生活困窮分野などと連携した支援体制を構築することが必要です。

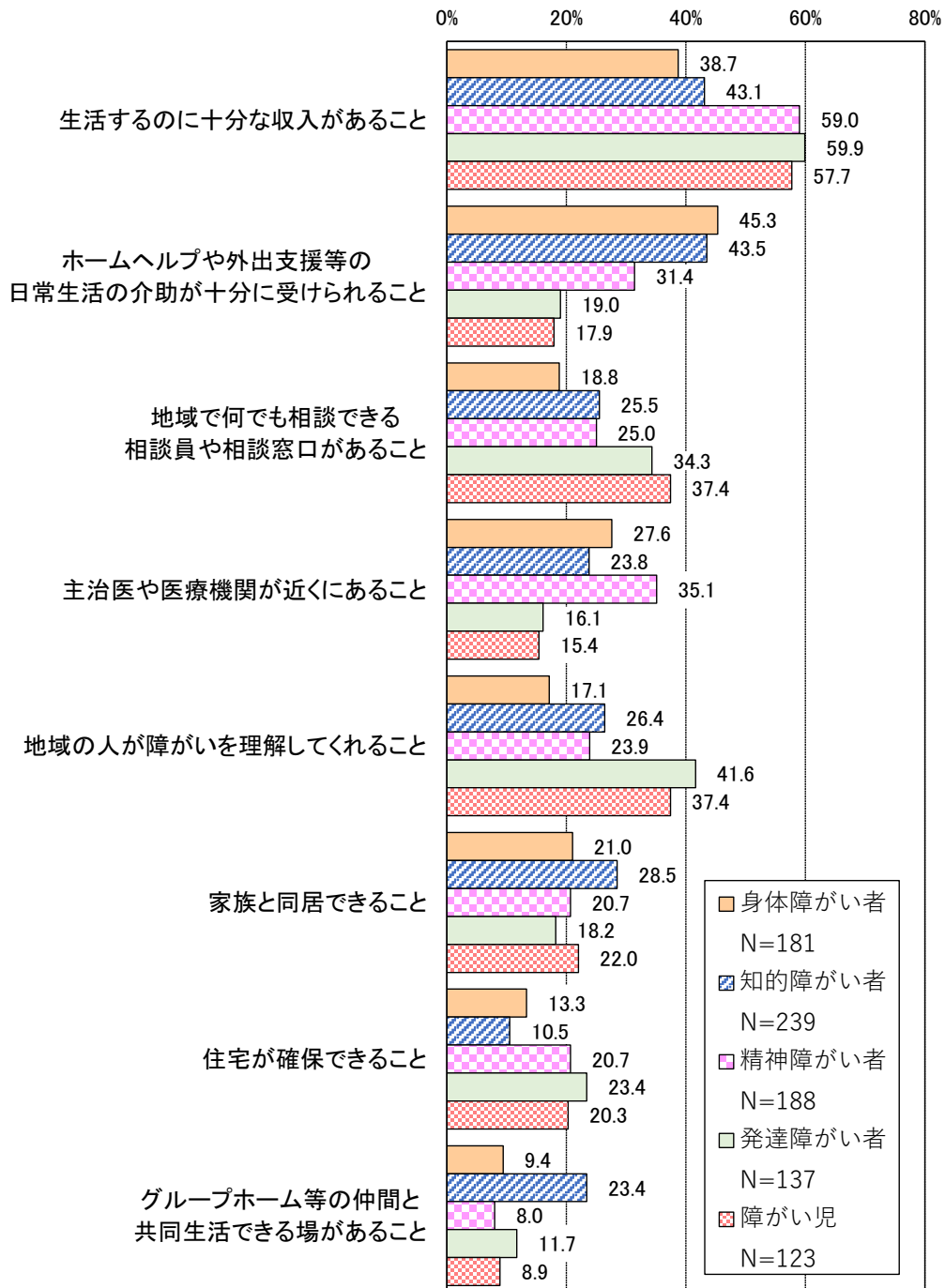
サービス等利用計画の作成に係る指定相談支援については、支給決定に当たり相談支援専門員による計画の作成が原則必要となっており、量的な側面において人材の確保に努めることが必要です。質的な側面においては、従来から自立支援協議会の相談支援部会を通じたスキルアップを図っており、今後も一人ひとりに適切に対応できるケアマネジメント技術の向上等、更なる人材育成に取り組むことが重要です。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、養護者に対する支援も含めて社会全体で支え合っていくことが大切です。

さらに、知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分な方の権利を、法的に守る取組が必要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう、成年後見人等や保健、医療、福祉等の支援者が連携した権利擁護支援の体制づくりを推進することが大切です。

近年、全国各地で災害が発生しており、本市では、平成30年7月豪雨災害において甚大な被害を受けました。令和2年には新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策を行いながら、サービス提供を行わなければならないという、これまで経験したことのない対応を迫られています。このような中であっても、利用者本位の相談体制やサービス提供体制を維持していくことが大切です。

図1 自宅や地域で生活できる（しやすくなる）ための条件



資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 地域生活支援拠点等の強化

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを作ることが必要です。

本市では、倉敷地域基幹相談支援センターにコーディネート機能を置き、地域における複数の機関が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備していますが、今後も支援者の協力体制の強化に努めます。

2 計画相談支援体制の充実

計画相談支援については、障がい者本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続的に適切なサービスを利用することができるよう、必要な支援体制を確保するとともに、専門的な視点で障がい者個々のニーズや課題に応じたケアマネジメントが行えるよう質の向上を図ります。

計画相談支援の質の向上に当たっては、倉敷地域自立支援協議会の相談支援部会等における困難事例に関するケース検討や、倉敷地域基幹相談支援センターが実施している訪問型OJTによる人材育成を通じて相談支援事業所のスキルアップに努めます。

3 倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を中心に、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く関係機関が情報を共有し、課題解決に向けた協議をとおして、地域の関係機関の連携強化を図ります。

4 障がい者の権利擁護の充実

【障がい者虐待の防止】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障がい者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、養護者による虐待や福祉施設等での虐待、障がい者の雇用先での虐待への相談・対応などを行います。

また、障がい者の権利擁護に向けた支援に加え、養護者にかかる負担が虐待の要因となっている場合もあり、養護者の負担軽減を図るために必要な支援を行います。

【成年後見制度の利用促進】

成年後見制度についての啓発活動により、その重要性は周知されていますが、今後も成年後見制度を必要とする方に安心して利用していただけるよう、制度の利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な関係機関等との連携協力体制を整備します。

また、障がい者本人の状況や希望に応じて、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を支援する「日常生活自立支援事業」も活用するなど、利用者本位の権利擁護に努めます。

5 重層的な支援体制の整備

支援の対象が、障がい者本人だけでなく、その家庭に対しても必要なケースがあり、障がい、高齢、子ども、生活困窮等、各分野が一体として支援に当たるよう重層的な支援体制の整備について検討します。

6 福祉人材の確保と育成

地域生活支援拠点事業の取組を通じて、サービス提供の実施に必要な人材の確保に努めます。また、より適切な支援を実施するため各種研修等を通じて人材の育成に努めます。

7 地域における障がい者理解の促進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う共生社会の実現に向けて、地域社会全体で障がい者に対する理解をより深めていくための啓発を進めます。

8 災害等におけるサービス提供体制の維持

災害や感染症流行下にあっても、倉敷地域自立支援協議会の場合等を活用して、相談支援事業所やサービス提供事業所などが相互に連携し、サービス提供を維持するよう努めます。

(2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。また、障がい者が、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を確保することが必要です。

アンケート調査の結果をみると、自宅や地域で生活できる（しやすくなる）条件について、「ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること」を選択した人の割合は身体障がい者や知的障がい者を中心に高くなっています(25 ページ図1 参照)。

本市では、居宅介護や生活介護等の介護給付サービスについて、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする方や、重度障がい者や強度行動障がいのある方のニーズに十分応えることができていないという意見がサービス提供事業所から出ており、体制の整備が課題となっています。就労系サービスについては、適切な支援のもとに、障がい者にその能力や適性に応じた就労の機会や、職業能力の向上のための訓練等を提供する体制を確保するとともに、関係機関と連携を図りながら、一般就労への移行及び就労定着につながる支援を推進していくことが必要です。

就労継続支援A型に関しては、平成 29 年の運営基準の改正により、生産活動に係る事業収益から利用者の賃金を払うことなど、安定した経営基盤の確立が求められており、指導・監査といった権限を適切に行使しながら、あるべき姿に向けた事業の適正化を図ることが必要です。

介護者の一時的な休息を目的とする短期入所、日中一時支援については、アンケート調査の結果をみると、発達障がい者や知的障がい者を中心にサービスの内容や量が不足していると感じている利用者が多く、また、重度の障がい者の受入が可能な施設が少ないという声もあります。家族支援の観点から、障がい者が短期入所や日中一時支援を必要な時にサービスを受けることができるよう、提供量を確保していく必要があります。

今後の取組

1 介護給付体制の確保

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、障がい者の多様な介護

ニーズに対応していくため、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。

また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的なケアが必要な方についても、身近な地域で生活介護を利用して、落ち着いて過ごすことができたり、入浴などのサービスが受けられたりするよう、地域における体制づくりの方策などについて検討します。

2 就労移行支援・就労定着支援の提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。

また、公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、障がい者の雇用促進に努めます。

3 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の確保

地域で生活している障がい者が、家族の急病などで在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、受け皿の不足が指摘される短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

4 サービス事業所に対する啓発及び指導・監督の強化

各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っていただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する啓発を行うとともに、事業所への指導・監督を強化していきます。

また、地域の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを目的とする市の土地利用計画に則り、サービス事業所（第1種及び第2種社会福祉事業を除く）の立地についても、原則、市街化区域に設置するよう図っていきます。

(3) 入所・入院から地域生活への移行促進

現状と課題

本市の第5期計画においては、平成28年度末現在の施設入所者数509人を基礎として、令和2年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を46人と定めていました。

入所施設から令和元年度末までの地域生活移行者数は累計で17人と、現時点では目標に到達していませんが、今後も入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも入所が必要でない方が一定程度存在することが考えられるため、引き続き地域移行に向けた取組が必要です。

また、精神障がい者の長期入院から地域生活への移行については、引き続き倉敷地域自立支援協議会の精神部会を中心に、関係機関の連携のもと、病院への働きかけ等を行うほか、障がい当事者によるピアサポート活動によって、その推進を図る必要があります。

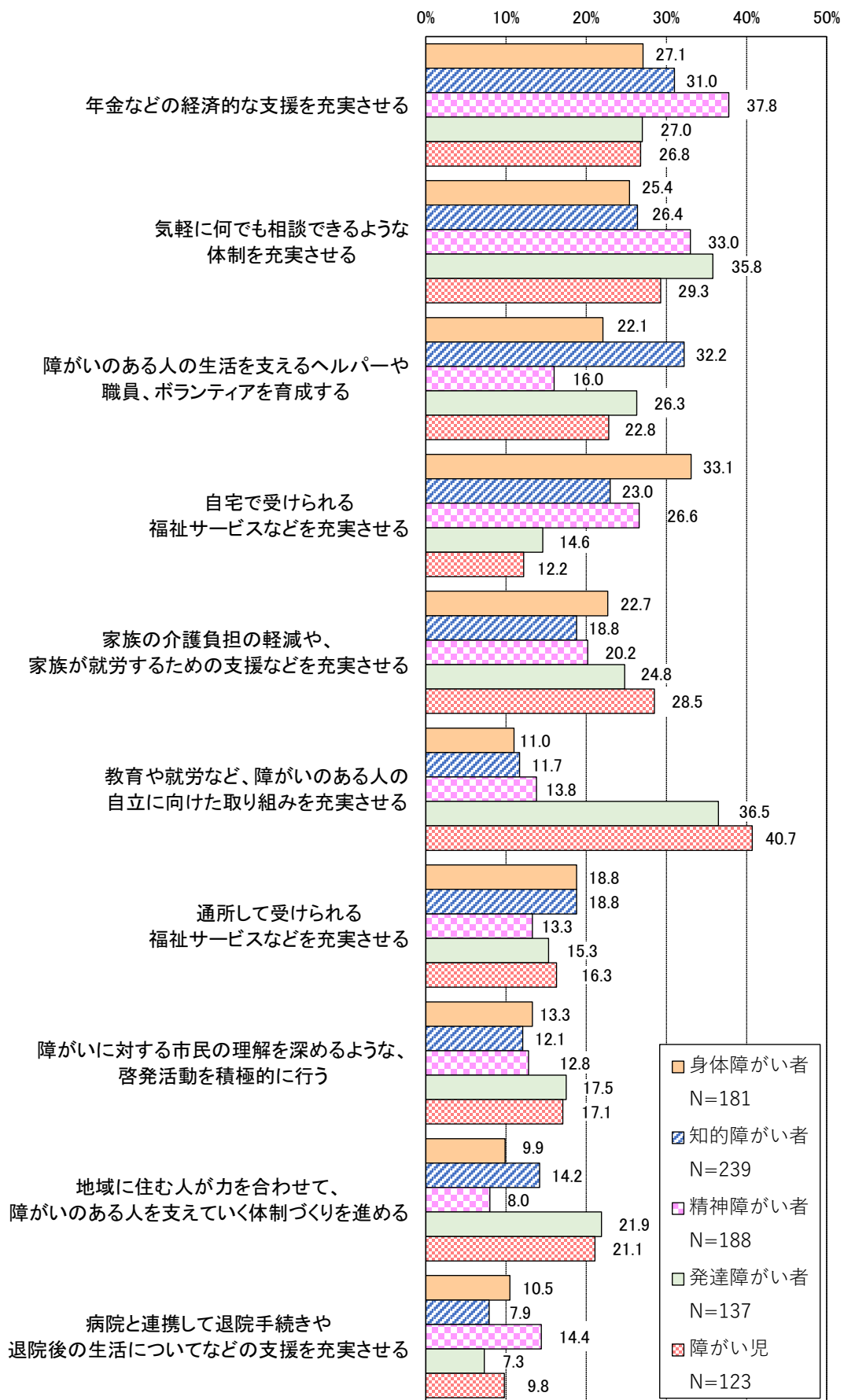
アンケート調査の結果をみると、施設入所や入院生活から地域での暮らしへ移行する場合に必要な配慮としては、「年金などの経済的な支援を充実させる」、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」という2項目の回答割合が高くなっています（31ページ図2参照）。

今後も、引き続き地域移行を推進するため、倉敷地域自立支援協議会を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図る必要があります。

また、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズや、生活体験へのニーズを踏まえて、今後も障がい特性に配慮しながら、計画的に入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスを整備していくことが求められます。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

図2 入所・入院から地域生活への移行に際し、必要な配慮



資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 地域相談支援体制の充実

入所・入院から地域生活への移行が可能な障がい者が、専門家によるきめ細かな支援を受け、移行に向けた訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、倉敷地域自立支援協議会を核とした社会資源のネットワークを活用し、地域移行支援及び地域定着支援体制の充実を図ります。

2 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

医療機関や入所施設から地域生活への移行を促進するために、生活の場のひとつとして有効なサービスであるグループホームの充実を図るなど、希望する障がい者が地域で生活できる環境づくりを進めます。

また、入所・入院から地域生活への移行を促進するため、自立生活援助、生活訓練事業等の推進に努めます。

3 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すという政策理念を踏まえ、倉敷地域自立支援協議会のネットワークを活用しながら、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活支援の強化を図ります。

4 ピアサポート活動の充実

精神障がい者の理解促進や長期入院から地域生活への移行には、障がい当事者によるピアサポート活動が重要となります。ピアサポート活動がさらに充実するよう、その有効性の啓発や拠点づくりなどにより、ピアサポート活動の体制づくりを進めます。

(4) 外出やコミュニケーションの支援

現状と課題

障がい者の社会参加を促進するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。本市では、移動支援に従事するヘルパーについて、居宅介護のヘルパーのほか、倉敷地域自立支援協議会が開催する独自の研修により養成を図っているところですが、今後も、移動支援に従事する質の高いヘルパーの確保に努めるとともに、視覚障がいや行動障がいの特性に応じて外出支援等を行う、同行援護及び行動援護の提供体制を確保する必要があります。

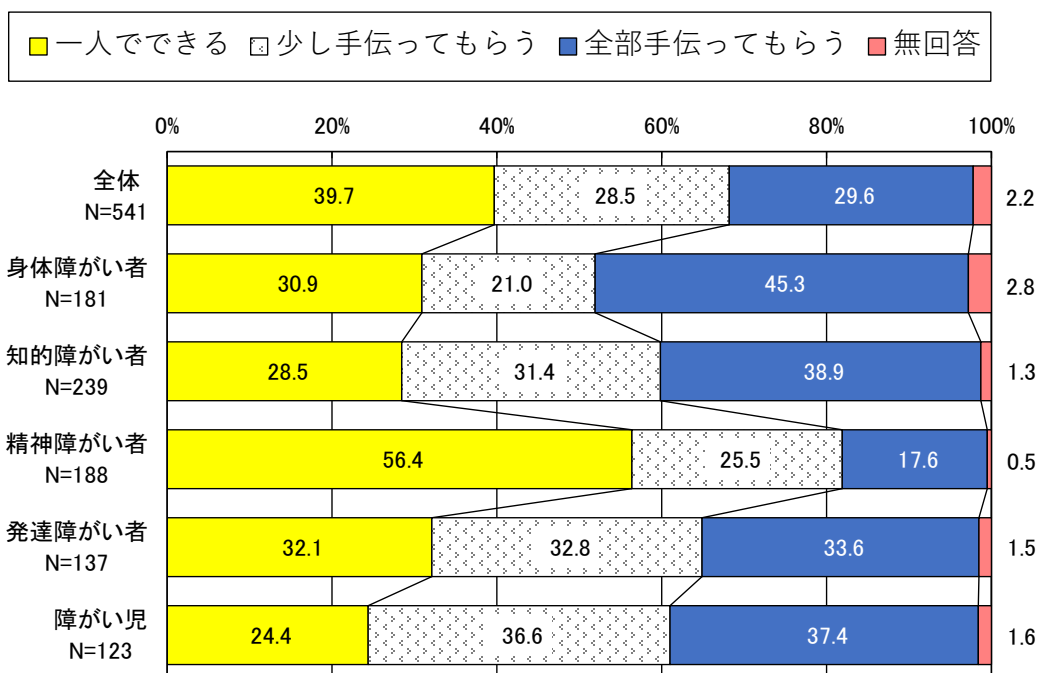
アンケート調査の結果をみると、外出について「少し手伝ってもらおう」、「全部手伝ってもらおう」と回答した人は全体の6割近くとなっており、外出時の支援を必要としている障がい者が多くなっています(34 ページ図3 参照)。また、生活で困っていることとして、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「外出する機会や場所が限られている」が上位にあがっており(35 ページ図4 参照)、障がい者の社会参加を促進するためにも、外出支援とともに、コミュニケーション支援の提供体制を確保していく必要があります。

本市では、専任手話通訳者を配置しているほか、派遣事業、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等の養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。今後も引き続き、支援者の養成を図っていく必要があります。

さらに、アンケート調査の結果をみると、障がい福祉サービスの利用に関して困っていることについては、「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の割合が高くなっており(36 ページ図5 参照)、障がい福祉サービスに関する情報提供が求められています。

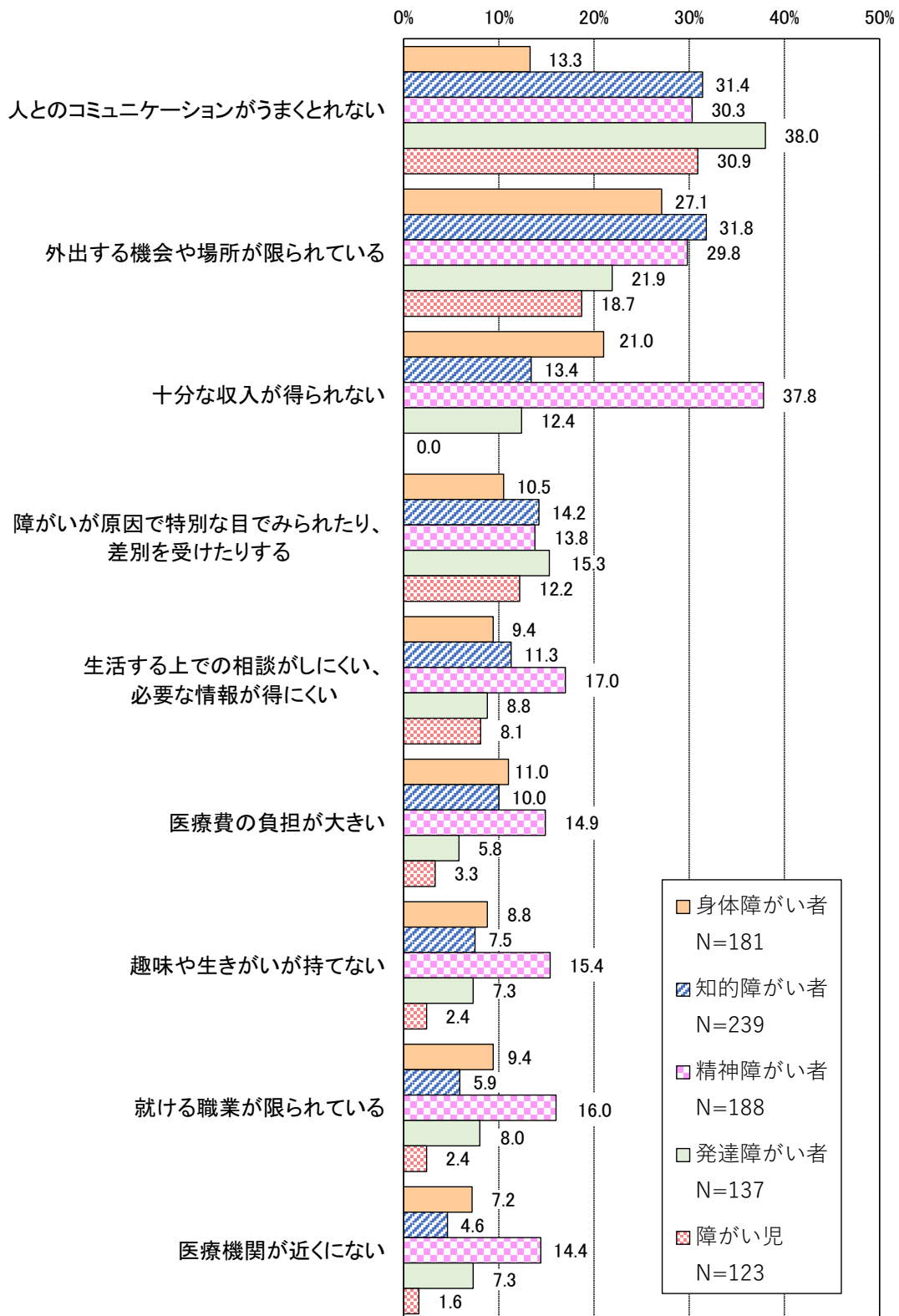
令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行においては、障がい者の情報取得についての重要性が改めて認識されました。障がい者が様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上とともに、情報提供の充実を図る必要があります。

図3 外出に関する介助の要否



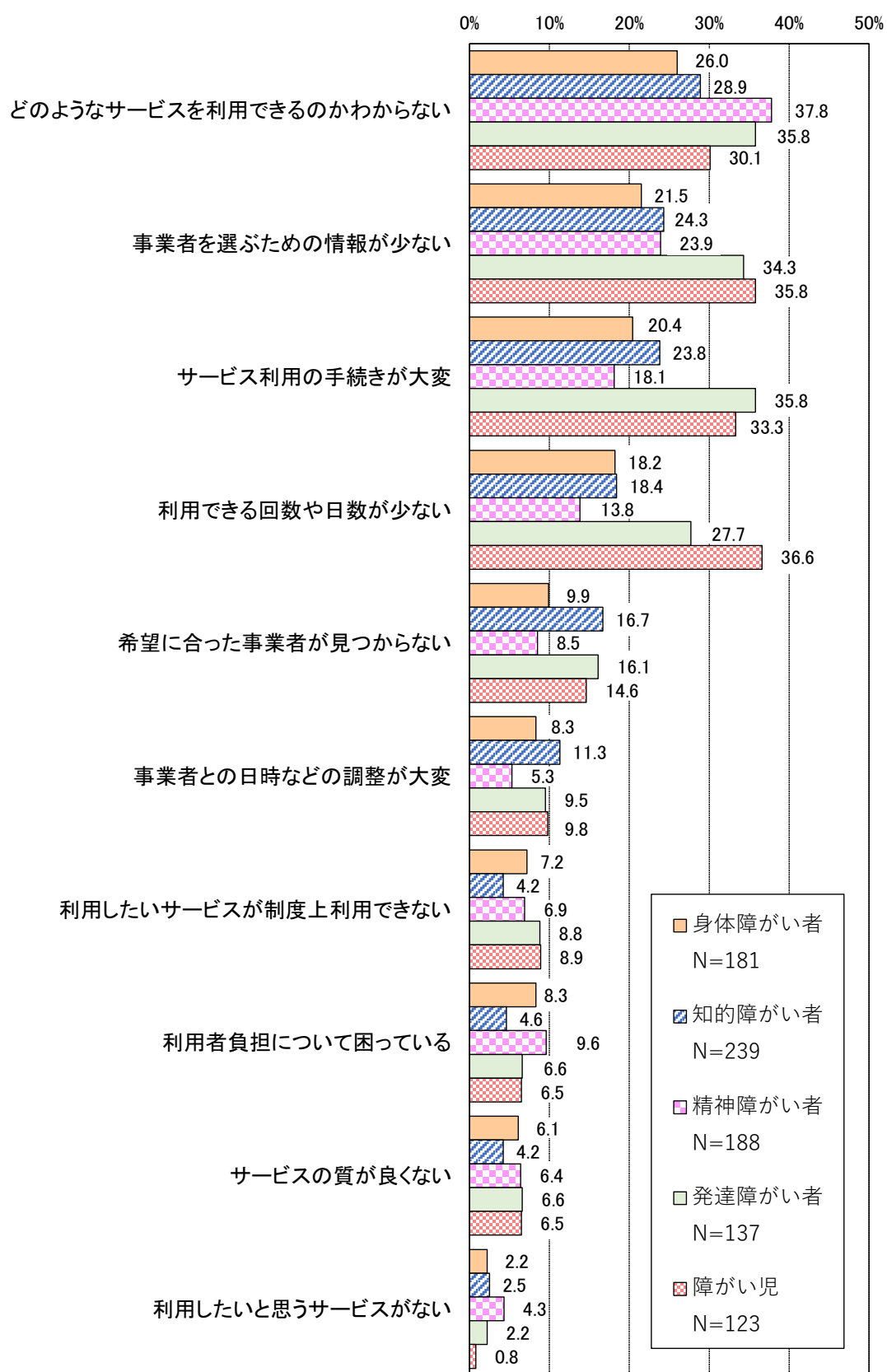
資料: アンケート調査結果

図4 現在、生活で困っていること



資料: アンケート調査結果

図5 障がい福祉サービスの利用に関して困っていること



資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 移動支援事業等の提供体制の確保

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、マンツーマンによる障がい者の外出支援はもとより、小グループに対してもヘルパー派遣を行うなど、外出時における移動支援の質の向上と必要量の確保を図り、移動困難者に対する外出支援体制の充実に努めます。

また、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対する行動援護、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する同行援護の必要量の確保に努めます。

2 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報紙（点字広報紙、声の広報紙）等を配布するほか、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページ等を活用した情報提供の充実に図ります。

3 コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うとともに、手話通訳奉仕員等の養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。

また、情報通信技術の進展により、コミュニケーション手段は多様化しており、スマートフォンやタブレットなどのＩＣＴ機器等を活用して、障がい特性や必要性に応じたコミュニケーション支援に努めます。

(5) 障がい者のための総合的な就労支援

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう就労支援に取り組むことが必要です。

本市では、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数については、一定の成果を上げているものの、就労移行率3割以上を達成している就労移行支援事業所の割合は低い状況となっており、更なる取組が求められます。

また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等、利用者の状況に応じた就労の機会の提供に努めていますが、多くの就労継続支援A型事業所においては、従前より、生産活動に係る事業収益から、利用者の賃金を支払うことができていないなどの課題があり、事業の適正化に向けた指導・監査が求められています。本市では、平成30年度から障がい福祉課内に事業所指導室を設置し、障がい福祉サービス事業所が適正なサービスの提供及び運営ができるよう指導を強化しており、事業の適正化に向け引き続き指導していくことが必要です。

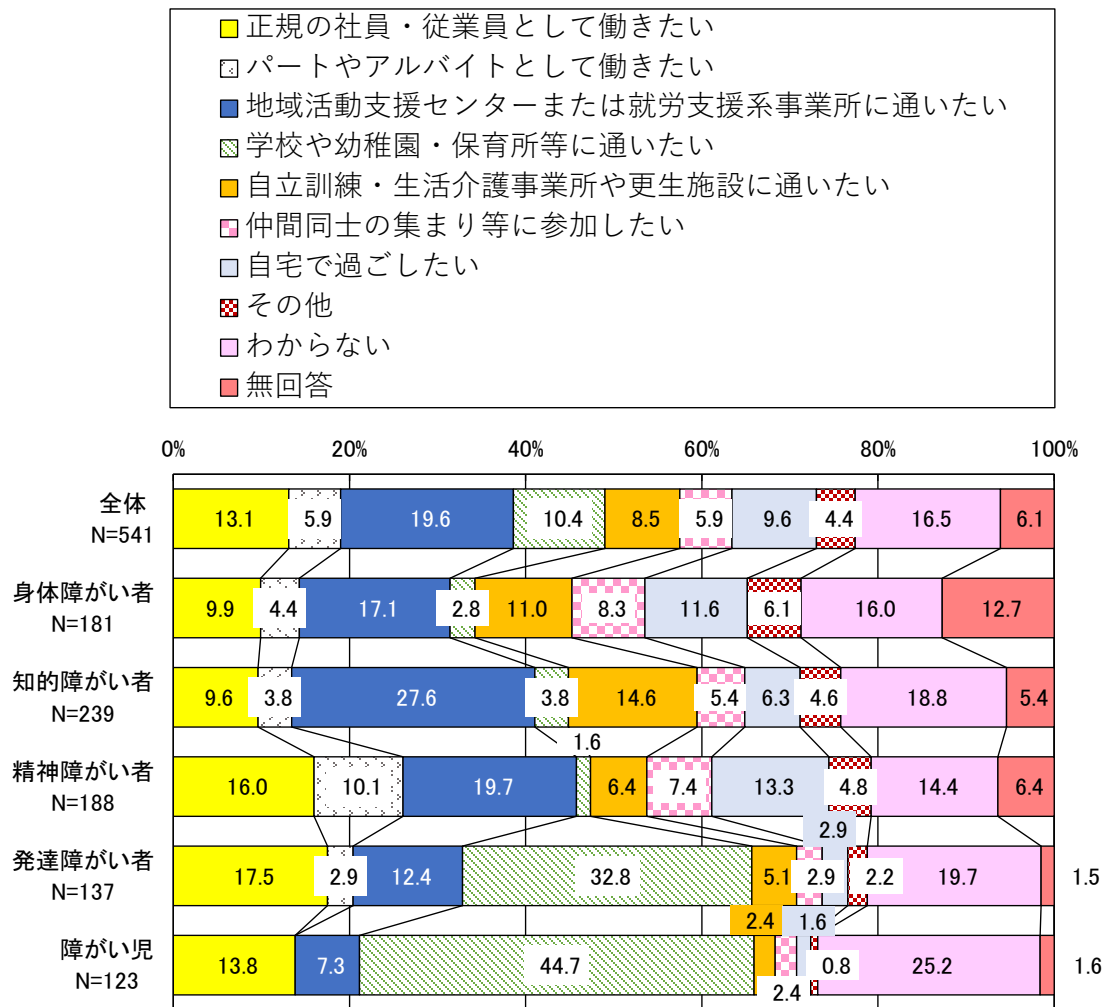
さらに、個々の利用者については、本人の能力や適性を正しく判断し、その適性等に応じて、適切な就労系サービスの利用を推進する必要があります。

アンケート調査の結果をみると、今後、主に何をして過ごしたいかについては、「地域活動支援センターまたは就労支援系事業所に通いたい」の割合が最も高く、「正規の社員・従業員として働きたい（自営業を含む）」の割合も高くなっています（39 ページ図6 参照）。

就労支援体制の強化に向けて、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

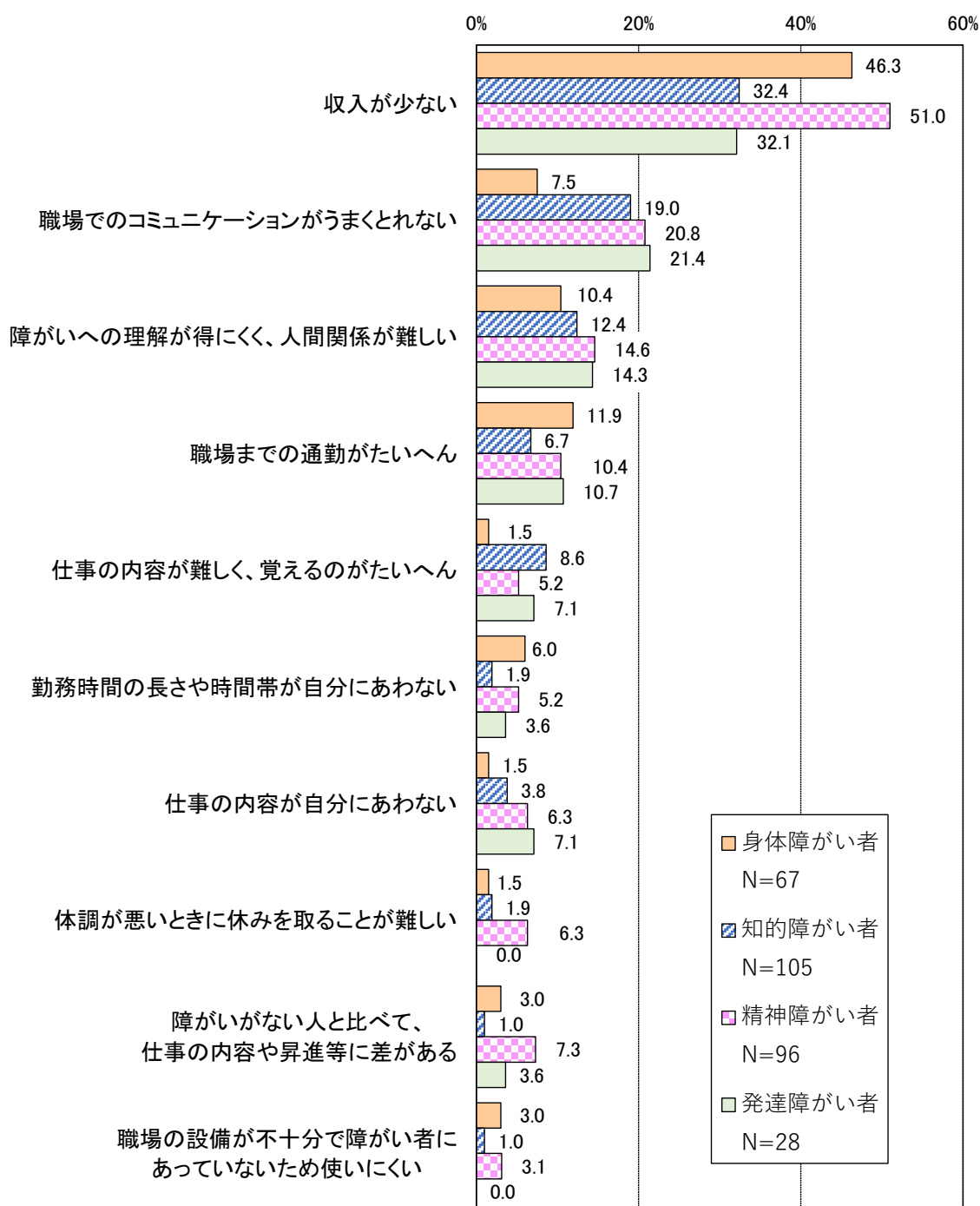
さらに、アンケート調査の結果をみると、仕事のことで悩んでいることや困っていることとしては「収入が少ない」という回答割合が最も高くなっており（40 ページ図7 参照）、引き続き収入アップに向けた事業所・作業所への支援を行う必要があります。

図6 今後、主に何をして過ごしたいか



資料:アンケート調査結果

図7 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 就労系サービスの提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等のサービスを通じて、障がい者の能力や適性に応じた就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

2 障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化

倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、公共職業安定所との連携による職場開拓、事業所・作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的に開催して各事業所のレベルアップを行うとともに、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。

3 事業所・作業所への支援・指導

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組みます。

また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の活動内容を充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用し、事業所・作業所の運営相談や、施設外就労等を活用した賃金及び工賃アップを進めていきます。

さらに、障がい福祉サービス事業所が、適正なサービスの提供及び運営ができるよう、事業所指導室による指導を継続していきます。

(6) 障がい児支援の強化

現状と課題

本市の第5期計画においては、多種多様なサービスを提供している児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業のサービスの質の向上を図ることとしており、国のガイドラインに則したサービス提供の推進や研修会等の実施により、各事業所におけるサービスの向上に努めていますが、引き続き発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、「本人支援」、「家族支援」、「地域支援」を3本柱とした支援の質を高めることが必要です。

また、支援を必要とする児童は、継続的に増加傾向にあるとともに、保護者の不安からサービスの継続利用のニーズも高く、新たにサービスの利用を希望する児童が、適切な時期に必要なサービスを受けられない状況にあります。サービス提供事業所について必要量の確保を図りながら、保護者の不安を解消しつつ、個々の特性に応じた支援が提案できるよう、障がい児相談支援の質の向上及び体制強化が求められています。

さらに、保育所、幼稚園、学校等において、障がいのある子どもの受入れを促進していくことが必要であり、一般の子ども子育て施策や教育の現場で実施されるアウトリーチ型の発達支援事業である保育所等訪問支援を引き続き充実させるとともに、訪問先である保育所、幼稚園、学校等との更なる連携強化が求められています。

総合療育相談センターにおいては、支援を必要とする児童及びその家族を対象とした相談支援がなされていますが、支援を必要とする児童を地域で支える仕組みを検討する中で、家族も地域で支える必要があるため、総合療育相談センターを中心に、家族支援という視点で、各関係機関との連携強化が求められています。

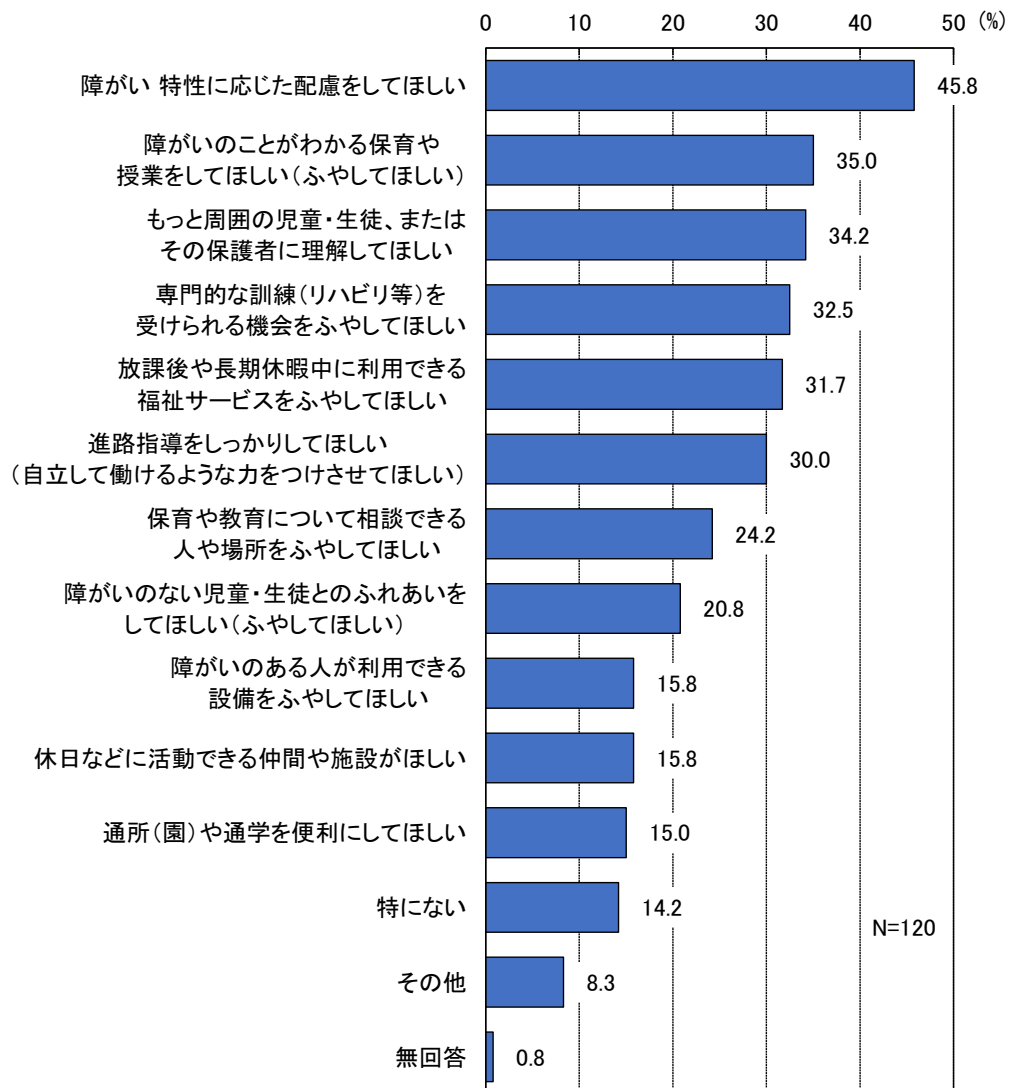
また、市内主要地区ごとにある児童発達支援センターにおいては、各関係機関との連携を強化し、地域支援体制の構築に向けた取組がなされていますが、引き続き、更なる連携強化、ネットワーク機能の充実を図り、地域の中核的な療育支援施設としての役割を確立していく必要があります。

アンケート調査結果では、保育や教育について今後必要なこととして、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）」、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」など、障がいへの理解を求める回答割合が高くなっています（43 ページ図8参照）。また、学校教育終了後の進路について必要な対策としては、「就職先での差別や偏見をなくすための取組」と並んで「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築」の割合が高くなっており（44 ページ図9参照）、関係機関との連携を強化し、個々の特性に応

じた教育の支援と障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができる体制を整えることが大切です。

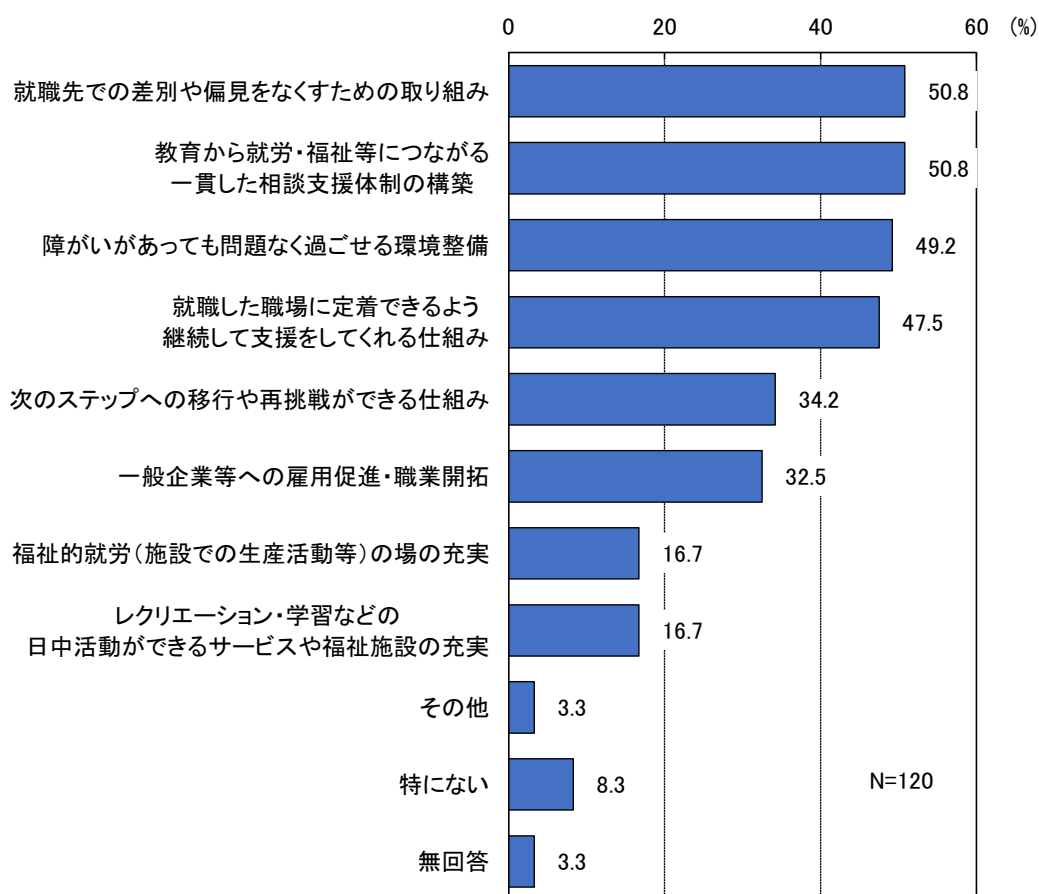
また、近年、医療技術の進歩により在宅で生活する医療的ケアを要する障がい児が増加していますが、障がい者団体からの意見聴取によると、そのような児童が利用できるサービスが限られているとの声も上がっており、医療的ケア児に対する総合的な支援や、医療的ニーズに対応できるサービス事業所が確保されていないことが課題となっています。本市では、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の構築を図っていますが、引き続き支援体制の充実と、医療的ニーズに対応できる事業所の確保が必要です。

図8 保育や教育について今後、必要だと思うこと



資料: アンケート調査結果

図9 学校教育終了後の進路について、必要だと思う対策



資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 個々の状態・ニーズに応じた障がい児通所支援サービスの提供

児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、引き続き、国のガイドラインを活用し、支援の質の向上を図ります。また、新たにサービスの利用を希望する障がい児が、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう必要量の確保を図るとともに、個々の特性に応じた支援が提案できるよう障がい児相談支援についても研修会を実施するなど、質の向上及び体制強化を図ります。

2 保育所等訪問支援サービスの充実

障がい児の集団生活の場で、施設のスタッフへの助言や、本人に対する訓練等、専門的な支援を提供する保育所等訪問支援について、引き続き、必要量の確保を図るとともに、訪問先との連携を強化し、集団生活の場における支援体制の充実に努めます。

3 障がい児の保護者に対する支援体制の強化

障がい児本人に対する支援については、障がい児通所支援をはじめ、様々な取組がなされていますが、障がい児の保護者を支える仕組みについては進んでおらず、その重要性についても、認知されていない状況であることから、孤立しがちな障がい児の保護者を地域全体で支えることができるよう、多様な担い手を育成するとともに、「かがやき手帳」等を活用して、障がい児の保護者支援を進めます。

4 児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実

児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等、地域の関係機関との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

5 個々の特性に応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、卒業後の地域社会での生活を見据えた、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。

また、特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者等の研修を行い、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

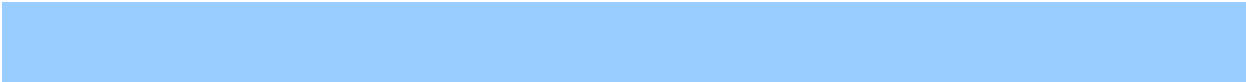
6 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

医療的ケアを要する障がい児は、一般の障がい児通所支援等で支援を受けることは難しい状況にあるため、身近な地域で支援が受けられるよう、重症心身障がい児を主に支援する事業所の確保を図ります。

また、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を中心に、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の充実を図ります。



第4章 成果目標と サービス事業量の見込み



1 令和5年度の成果目標

第5期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本的な指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者の9%以上（46人）を地域生活へ移行することを目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は17人で、令和元年度末までの目標値に対する達成率は37.0%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年末時点における施設入所者（472人）の6%以上（29人）を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上（24人）削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和元年度末現在の施設入所者数	472人
	令和元年度末までの地域生活移行者数※1	17人
本計画の 目標値	令和5年度末の施設入所者数	448人
	令和5年度末までの削減数	24人
	令和5年度末までの地域生活移行者数※1	29人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、倉敷地域自立支援協議会精神部会を早島町と共同で設置し、保健、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後は、倉敷地域自立支援協議会精神部会において、本市におけるピアサポート活動等についても協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実を図ります。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回／年)	10	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人／年)	235	235	235	235
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数(回／年)		2	2	2
精神障がい者の地域移行支援の利用者数(人／月)		12	13	14
精神障がい者の地域定着支援の利用者数(人／月)		42	42	42
精神障がい者の共同生活援助の利用者数(人／月)		76	80	84
精神障がい者の自立生活援助の利用者数(人／月)		4	6	8

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の指針では、地域生活支援拠点等を令和2年度までに各市町村又は各圏域に1か所整備することとなっています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本市では、基幹相談支援センターが中心となって、圏域内のネットワーク化を進め、面的整備による地域生活支援拠点等の構築を進める中で、短期入所の輪番制などに取り組んできました。

今後も、当事者または当事者家族の団体の関係者、学識経験者、相談支援事業者、行政担当者等からなる地域生活支援拠点運営協議会を年数回開催し、運用状況の検証を行いながら、その機能充実を図ります。

成果指標・活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (か所)	1	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討 の実施回数(回/年)		3	3	3

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間の一般就労への移行者数の目標を78人と設定していましたが、令和元年度の一般就労移行者数は84人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（107人）にすることを目標とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本とし、国の指針に基づき、令和2年度中に就労移行支援事業等の利用者数の目標値を144人と設定するとともに、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを目標としていました。令和元年度の実績は、利用者数111人、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数37.5%でした。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実 績	令和元年度の年間一般就労移行者数	84人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	111人
	令和元年における全就労移行支援事業所数に占める 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	37.5%
本計画の 目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	107人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	(54人)
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	(36人)
	(うち就労継続支援B型事業所利用者数)	(15人)

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

前計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本としていましたが、平成30年度の就労定着支援利用者で1年後の職場定着率は79%でした。

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（107人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

数値目標 3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の 目標値	令和 5 年度の就労定着支援事業利用者数	75 人
	令和 5 年度における全就労定着支援事業所数に占める 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。現在、児童発達支援センターは市内6か所、保育所等訪問支援の実施箇所も市内10か所と、既に国の指針を上回った整備を行っています。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、市内に1か所ずつ整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、令和元年度に保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けました。また、本計画では、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの段階的配置を進めます。

成果指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター箇所数(か所)	6	6	6	6
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	10	11	12	13
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数(か所)	1	2	2	3
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数(か所)	1	2	2	3
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(か所)	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	0	2	4	7

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続していきます。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、地域の相談機関との連携強化の取組を行います。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み		有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)		100	100	100
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)		100	100	100
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)		15	15	15

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数見込み (人/年)		28	28	28
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数(件/年)		1	1	1

2 障がい福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（１）訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,157	1,205	1,184	1,291	1,334	1,377
利用時間 (時間／月)	12,161	12,567	12,413	13,340	13,785	14,229

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	41	37	37	39	39	39
利用時間 (時間／月)	4,082	4,118	4,015	4,118	4,118	4,118

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	52	57	49	61	63	65
利用時間 (時間／月)	566	586	536	630	651	672

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	41	43	37	45	46	47
利用時間 (時間／月)	376	380	355	398	406	415

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間／月)	0	0	0	300	300	300

■ 訪問系サービス（①～⑤の合計）

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,291	1,342	1,307	1,437	1,483	1,529
利用時間 (時間／月)	17,185	17,651	17,319	18,786	19,260	19,734

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,031	1,081	1,089	1,151	1,186	1,221
利用日数 (人日／月)	17,214	17,565	17,869	18,416	18,976	19,536

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	2	2	1	2	2	2
利用日数 (人日／月)	26	39	7	39	39	39

■自立訓練（生活訓練）

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	58	86	82	114	128	142
利用日数 (人日／月)	892	1,279	1,275	1,672	1,877	2,083

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	109	111	123	126	131	136
利用日数 (人日／月)	1,744	1,732	1,931	1,953	2,030	2,108

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	666	578	561	600	630	660
利用日数 (人日／月)	12,968	11,566	11,268	11,700	12,100	12,500

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,080	1,128	1,149	1,224	1,272	1,320
利用日数 (人日／月)	17,333	18,406	19,005	19,992	20,776	21,560

⑥ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	6	30	41	52	63	75

⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	100	100	102	102	102	102

⑧ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	160	167	111	185	194	203
利用日数 (人日／月)	677	653	488	685	718	751

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	1	6	9	12

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	325	338	354	374	392	410

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	486	472	466	460	454	448

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	3,148	3,122	2,804	3,212	3,302	3,392

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	10	11	12	13	14	15

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	82	79	81	82	82	82

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,259	1,263	1,270	1,280	1,290	1,300
利用日数 (人日／月)	9,702	9,703	9,790	9,856	9,933	10,010

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	15	2	1	2	2	2
利用日数 (人日／月)	107	6	5	6	6	6

③ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	5	5	5
利用人数 (人日／月)	0	0	0	15	15	15

④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	16	27	28	31	33	35
利用人数 (人日／月)	36	60	78	83	87	91

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1,249	1,314	1,402	1,442	1,462	1,482
利用人数 (人日／月)	4,049	4,389	4,718	4,845	4,912	4,980

⑥ 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	2,785	2,945	2,637	3,417	3,653	3,889

4 地域生活支援事業の見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（１）相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第5期(実績)			第6期(見込み)		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成 4年度	令和 5年度
相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	(か所)	6	6	6	6	6	6
		(件/年)	39,641	37,830	29,483	37,900	38,800	39,700
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		(か所)	2	2	2	2	2	2
	住宅入居等支援事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
		(件/年)	9	4	12	10	10	10
成年後見制度利用支援事業		申立支援 (件/年)	15	26	25	30	32	34
		利用支援 (件/年)	52	53	65	69	77	85

(2) 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者設置事業	(か所)	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	(件/年)	574	679	620	680	690	700

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	55	46	45	55	55	55
自立生活支援用具	(件/年)	60	64	65	64	64	64
在宅療養等支援用具	(件/年)	85	92	106	101	101	101
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	254	167	157	254	254	254
排泄管理支援用具	(件/年)	10,214	11,803	12,511	12,330	12,330	12,330
住宅改修費	(件/年)	6	9	11	10	10	10

(4) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	67	68	62	68	68	68
利用者数	(人/月)	273	268	198	270	272	274
延べ利用時間数	(時間/年)	1,761	1,731	1,184	1,742	1,755	1,768

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施するサービスです。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を提供するサービスです。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護を行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター Ⅰ型	(か所)	6	6	6	6	6	6
	(人/月)	6,122	5,983	4,663	6,153	6,238	6,323
地域活動支援センター Ⅱ型	(か所)	3	2	2	2	2	2
	(人/月)	183	20	19	20	20	20
地域活動支援センター Ⅲ型	(か所)	7	6	5	6	6	6
	(人/月)	1,327	1,024	1,033	1,090	1,090	1,090

(6) 発達障がい者支援センター事業

地域における親の会などの連携や協力のもと、発達障がい児・者や保護者の相談支援の実施、個別の支援計画の作成、サービス調整支援の実施や、連絡調整会議においてコーディネーターの中心となり、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係部局、機関等の関係者を集めて、発達障がい児・者の個別の支援計画を作成するためのチームづくり、及び職員の研修等の実施など、発達障がい者の支援を行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
相談件数	(件/月)	136	73	128	130	140	150

(7) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
利用者数	(人/月)	2	2	2	2	2	2

(8) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)	26	28	27	30	31	32
利用回数	(回/月)	150	159	166	168	171	176

(9) 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動の支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用回数	(回)	142	157	85	170	170	170
利用者数	(人/年)	142	157	85	170	170	170

(10) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

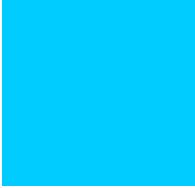
区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	89	91	87	92	93	94
利用者数	(人/年)	1,351	1,405	1,016	1,538	1,606	1,677

(11) 社会参加促進事業

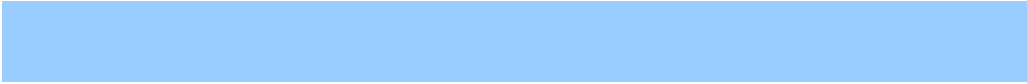
スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進したり、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催したりすることをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供するサービスです。

また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者の社会参加を促進するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	(回)	152	230	173	230	235	240
	(人/年)	1,721	2,347	1,529	2,350	2,500	2,650
芸術文化講座開催等事業	(回)	1	1	1	1	1	1
	(人/年)	110	105	37	143	143	143
点字・声の広報等発行事業	(種類)	10	10	10	10	10	10
	(人/年)	43	43	43	43	43	43
奉仕員養成研修事業	(講座)	6	6	1	6	6	6
	(人/年)	72	98	3	86	86	86
自動車運転免許取得事業	(件/年)	17	21	62	30	30	30
自動車改造費助成事業	(件/年)	58	63	76	78	78	78



第5章 計画の推進体制



1 関係機関等との連携

計画の実施にあたっては、市の関係課をはじめ、倉敷地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携はもちろん、近隣市町との連携のもと、県障害福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、今後の制度改正などの変化に対応するため、国・県と連携しながら施策を展開していきます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、サービスの質を確保する観点から、障がい福祉課内の事業所指導室が、サービス事業所に対して、関係法令を順守することはもとより、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、啓発及び指導・監督等を行っていきます。